

# 年金制度に関する改善検討要望

平成23年3月  
日本年金機構

- ◎本要望は、日本年金機構に寄せられた「お客様の声」、日本年金機構の本部各部・地方組織から提出された要望等をもとに、現行年金制度に関する改善検討要望事項を取りまとめたものです。
  - ◎厚生労働省年金局におかれては、制度改正検討に際して、本要望も参考とされるとともに、とりわけこのうち事務処理関係で政令以下のレベルで対応可能なものについては、迅速かつ積極的な検討をお願いします。なお、本要望の中には、要望を実施する際に日本年金機構としても、人員確保等実施体制の整備やシステム整備等実現に費用及び時間が必要となるものも含まれていることを申し添えます。
- (注) 日本年金機構に寄せられた「お客様の声」のうち「年金政策、制度立案関係」に関するものは、各週単位で年金局へ提出している(平成22年4月から平成23年2月までの間で2083件)。

## I 給付関係

### ◎受給資格期間の短縮等

〔 25年の受給資格期間を10年程度に短縮し、極力年金に結び付くようにする。なお、低年金額者の年金額充実のため免除者に一定程度国庫負担で保険料拠出を行い、免除期間の給付率を引き上げることも考えられる。 〕

### ◎国民年金任意加入制度の拡充

〔 極力年金に結び付くように、現在70歳までとされている国民年金任意加入の年齢を廃止するとともに、対象者（現在平成16年に40歳以上の者＝昭和40年4月1日以前生まれ）の限定を廃止する。 〕

### ◎高齢雇用継続給付との調整の見直し

〔 併給調整の複雑さ、就労意欲促進の観点から、在職老齢年金と雇用保険の高齢雇用継続給付との調整を廃止する。 〕

### ◎繰下げ支給の弾力化

〔 70歳を越えた繰下げ支給は、現在申出時点からの支給（繰下げ分の加算も70歳まで）となっているが、請求もれによる不利益をなくすため、70歳を過ぎてからの申し出があった場合、70歳の時点からの遡及支払とする。 〕

### ◎遺族の収入要件の見直し

〔 「年収850万円未満」との遺族年金の遺族の要件については、年収要件前後で受給有無の差が大きく、事務上の認定も困難であることから、見直しを行う。 〕

### ◎遺族、障害の直近一年要件の恒久化

〔 遺族年金、障害年金の直近一年要件は時限措置（H28年までの措置）とされているが、無年金防止、納付勧奨の観点から、恒久措置とする。 〕

### ◎未支給年金請求者の範囲拡大

〔 家族のあり方、高齢世帯の実情を考慮し、現行の2親等以内（兄弟姉妹、孫まで）を、3親等以内の親族及び姻族（甥、姪、子の妻等）に拡大する。 〕

**○60歳台前半と後半の在職老齢年金の支給制限開始ラインの同一化**

〔60歳台前半の在職老齢年金の支給制限開始ライン（現行は賃金＋年金＝28万円）を65歳以降の水準に検討を加えた上で同一にする。〕

**○雇用保険基本手当との調整の見直し**

〔雇用保険基本手当との調整については、基本手当受給額を賃金とみなして在職老齢年金と同様の給付調整方式とする。〕

**○遺族年金の男女間の条件均等化**

〔男女の労働実態の均等化、児童扶養手当法改正（父子家庭への支給）の状況を踏まえ、遺族年金の支給条件の男女間の差違について見直しを行う。〕

**○外国人脱退一時金の支給水準等の見直し**

〔外国人脱退一時金について、3年以上加入者の支給水準の見直しを図る。また、請求期限（出国または資格喪失後2年以内）の見直しを図る。〕

**○特別支給の老齢厚生年金における障害特例による支給開始時期の改善**

〔特別支給の老齢厚生年金における障害特例による支給開始時期は、請求年金主義（請求後の支給）をとっているが、これを改め他の年金支給と同様要件発生時からの支給とする。〕

**○端数処理の改善**

〔1円未満の端数の合計額を例えば2月支払に加算し、支給する。または、そもそも年金額算定を月単位のものとし、支払時に端数が生じないようにする。〕

**○サラリーマンの妻の任意加入未納者のカラ期間への算入**

〔旧法時代、「サラリーマンの妻」で任意加入した者が保険料を滞納し、かつ、任意加入喪失の届出がない場合、この期間はカラ期間とならない。これについて、任意加入していなかった者（納付していない者）がカラ期間とされることとのバランスも考慮し、カラ期間とする。〕

## Ⅱ 厚生年金適用・徴収関係

### ◎5人未満適用事業所の取扱いの見直し

5人未満法人事業所については、原則適用とするが、従業員の半数以上の同意により任意脱退する途を設ける。また、社長1名以外に常雇用者がいない法人は適用除外とする。

### ◎業法の許認可等の際の社会保険加入要件化

各種業法の許認可や公的機関の入札の要件に、厚生年金加入を義務付け、更新時等のチェックを行う。

### ◎短時間労働者の明確化と法定化

短時間労働者の適用について、雇用保険の例にならい、客観的労働時間に準拠する明確なものにし、法定化する。

### ◎滞納事業主に対する給付制限の導入

厚生年金保険料の滞納事業主については、その未納期間分は年金額に反映させないようにする。

### ◎高齢任意加入者滞納時の職権喪失の導入

事業主自身が高齢任意加入者で保険料を滞納した場合、滞納していてもその分給付に反映するのは不相当であり、滞納と同時に職権で資格喪失できるようにする。

### ◎被保険者からの還付請求の容認

記録問題により、厚生年金記録の補正に伴う保険料還付が発生しているが、還付請求は事業主が行うことになり、倒産し事業主が不明（死亡）の場合、これができない。このため、被保険者負担分については被保険者からの請求を可能とする。

## Ⅲ 国民年金適用・徴収関係

### ◎納付期限の延長

現在の納付時効2年以前の10年前分まで保険料を納付可能とすることとし、この場合、直近2年分を納付することとする。なお、別に事務処理誤り等の止むを得ない事情により納付機会が無かった場合は、時効である2年前の保険料についても納付できるようにすることも考えられる。

### ◎免除の職権処理化

極力年金受給を確保するため、所得情報に基づき、該当者は職権での免除を可能とする。(具体的には免除勧奨の際「特段の申立てがないと免除とする」旨対象者に通知する。)

### ◎情報提供の義務化

市町村の所得情報、住基情報などの情報提供が漏れなく行われるようにするため、「できる規定」を「義務規定」に改める。

### ○第3号被保険者の配偶者の年齢要件の見直し

厚生年金の被保険者であっても、年金の受給要件を満たす者については65歳以降は国民年金第2号被保険者とされない。このため、夫が65歳に達すると、その妻は国民年金の第3号被保険者とはならず第1号被保険者とされ、保険料を負担することになるが、夫は厚生年金保険料を負担していることに鑑み、妻を第3号被保険者とする。

### ○口座振替割引率の拡大

優良納付者拡大のため、口座振替による徴収コスト減も考慮し、口座振替割引率を拡大する。

### ○継続免除の範囲拡大

現在、継続免除を認められているのは、全額免除と若年者納付猶予のみだが、年金権確保の観点から、多段階免除も市町村所得情報による継続免除を認める。

### ○法定免除が遡及認定された場合の納付済保険料の取扱いの改善

既に保険料を納付した期間について、遡って法定免除（障害年金の受給権発生）となる場合、現在はこの法定免除期間について保険料を納付しようとする追納となり加算の支払いが生じたり、追納期間（10年）を過ぎていてそもそも追納ができないケースも生じる。従って、既に納付済み期間については還付を任意とし納付を活かしたい場合はその希望も可とする。

### ○矯正施設入所者の免除の取扱い

矯正施設に入所（収監）していた期間については、事後においても所得の確認が可能な期間（公簿の保存年限である5年以内、一部免除は保険料の納付が可能な年以内）の免除等の申請を認める。（または当該期間をカラ期間とする。）

### ○1年を超える期間の前納の制度化

希望により、1年を超える期間（例えば2～3年）の前納を可能とする。（この場合、前納後の物価変動に伴う保険料の事後調整は行わない。）

### ○免除にかかるDVの取扱いの改善

配偶者から暴力を受けた国民年金被保険者（被害被保険者）から免除申請が提出されたとしても、現状では配偶者の所得状況も対象になるために承認にならないケースがでてくる。被害被保険者（DV）からの免除申請にあっては、単身世帯として取扱ができるようにする。

## IV 事務関係

### ◎雇用保険失業給付から年金給付への円滑化

雇用保険の支給情報取得を極力迅速化することにより、失業給付を受けていない月に係る年金の支払いについて、年金の支給までの期間（現在では、例えば2月分の年金が5月に支払われる）を極力短縮する。

### ◎未支給年金処理の改善

死亡後定期支払分（例 7月死亡の場合の6月・7月分年金の8月支払）について未支給年金扱いをやめ、死亡者へ支払われたものとみなし、未支給年金請求の届出を不要とする。

## ◎滞納処分等に係る事前承認の導入

機構が滞納処分や立入検査を行う場合、予め厚生労働大臣の認可が必要であるが、緊急時対応のため包括承認とし、個別事後報告を認めるよう改める。

## ◎保険料還付のシステム改善

国民年金保険料の還付金については、1週間ごとに全国の支払いデータを取りまとめて関係機関に振込依頼しているが、支払データの中に廃止された金融機関への振込依頼や名称変更による金融機関コード誤り等が存在すると、全ての依頼データが振込されないこととなる。

この影響で、還付金の支払いが毎週のように遅延しており、お客様に還付金の振込日を正確にお伝えすることができずトラブルを招く原因となるので、早急に改善する。

## ◎剰余金の弾力的活用

剰余金について、独立行政法人と同様に、中期計画期間内で弾力的に活用できることとする。

## ◎障害年金の有期認定の見直し

個々の障害毎に認定基準の見直しを行い、高齢者の長期障害年金受給者等についての診断書提出の有期認定期間の見直しを行う。

## ◎障害年金の現況診断書の有効期限の緩和

現行では誕生月の月末から前1ヶ月以内の現状の診断書の提出を行うこととされているが、受給者の利便を考慮し、これを例えば前2ヶ月以内の診断書でも認めることとする。(この場合、当方からの現況診断書様式の送付を一月早めるとともに、症状の変動に伴う年金額改定は、現行と同様誕生月の翌月(減額の場合は4ヶ月後)分から改定する。)

## ◎70歳到達時の自動喪失の導入

70歳到達リストにより事業所へ喪失届の勧奨を実施しても、未提出の場合があり、超過保険料の発生及び当該保険料の還付が生じたり、年金の退職改定が行われないなどの問題があるため、70歳到達時に自動喪失処理とする。

### ○70歳以上の届出の簡素化

70歳以上継続雇用される者については、受給年金額と報酬との調整を行うための届出を別途必要としているが、健康保険で届けられたものを活用する。(届出があったものとみなす。)

### ○遺族厚生年金受給者の老齢給付優先支給に伴う裁定通知の効率化

老齢厚生年金受給のため、遺族厚生年金の額の一部が老齢厚生年金の先充てによる停止となっている者について、記録問題等による厚生年金期間判明により老齢厚生年金の額が変更となった際に、現状では遺族厚生年金の裁定通知(年金証書)に記載されている金額の変更のために、遺族厚生年金も再裁定を行い、遺族厚生年金の年金証書を出し直している。この場合、遺族厚生年金の停止額変更を遺族厚生年金の支給額変更通知で通知することを可能とし業務の効率化を図る。(法改正によりH19年4月から現行の対応)

### ○算定基礎届・月額変更届の用紙サイズのA4化

算定基礎届・月額変更届の用紙が省令上「B5」であるため、これを「A4」に改める。

### ○添付資料の省令上の規定化(遡及届出関係)

2ヶ月以上遡及した保険料に関する届出(資格得喪、月額変更)に関し、賃金台帳・出勤簿の提出が必要とされているが、これについて事業主から法的根拠を問われることもあり、省令で明確に規定するとともに、届出様式の裏面にもその旨の説明を追加する。

### ○事業主変更届出の自署の不要化

事業主変更の届出は新旧両事業主の連署とされているが、法人登記に記載されていることを改めて自署させる必要がないので自署不要とする。

### ○事業所所在地変更に伴う口座振替の手続きの簡素化

年金事務所の管轄変更を伴う事業所の所在地変更が行われた場合、再度口座振替納付申出書の提出が必要であるとされているが、機構発足後は年金局事業管理課長に歳入徴収官が一本化されたので届出不要とする扱いとする。

### ○納入告知書の様式の改善

納入告知書は3部複写となっており1枚目が「領収済通知書」と記載されているので領収書と間違えることから、1枚目を「納入告知書・納付書・領収証書」に変更されたい。また、不服申立先（社会保険審査会及び厚生労働省年金局）の電話番号を記載されたい。

### ○強制徴収対象者（督促状発行前の最終催告状発行者）の訪問時による領収

強制徴収対象者（督促状発行前の最終催告状発行者）に対して訪問時に現金領収ができず金融機関納付を促すことしかできないが、収納職員がその場で現金による保険料領収ができるよう改める。

### ○付加保険料の納付期限経過後の納付

国年本体保険料は2年以内納付が可能なのに対し、付加保険料は翌月末までの納期限となっているため、付加保険料の納期限をめぐるトラブルが多く、また、付加保険料の納期限経過のケースでは、付加保険加入を取消し、本体のみ保険料納付者への変更を行う等本人・事務所双方にとって事務負担が大きい。このため、予め付加納付を申し出ていることを前提として付加保険料納期限を本体同様2年とする。

### ○追納申出の手続きの簡素化

現在、追納希望者からの電話で追納の意志を確認したときは、「国民年金保険料追納申込書」を本人宛郵送し、本人が記入した「申込書」の受付後に追納納付書を送付している。郵送のやり取りに時間がかかってしまうため月末の場合は速達での送付や、1ヶ月時効になってしまうことがある。このため、電話での追納意思確認後直ちに追納納付書を送付する。

### ○年金事務所での年金額確認書の交付

施設入居、担保借入れなどのための所得証明や各種社会保障給付との調整のための所得証明等として、年金受給者等から年金額を証明する書類の交付を求められる。現在は、全国から申請があったものについて、本部支払部で「年金額等について（大臣印影あり）」を手作業で作成し、郵送しているが、申請したその場で交付できないこと、申請が集中する時期においては、一定程度の時間を要することなどから苦情が寄せられている。このため、年金事務所での年金額確認書の交付を可能とするよう、年金事務所長に権限を付与する。

**○日雇特例被保険者に関する機構の事務の廃止**

〔日本年金機構が行っている日雇特例（健保法第3条第2項）被保険者制度に関する業務は全国健康保険協会が単独で行う。〕

**○全国健康保険協会の立入調査権限の付与**

〔傷病手当金等の不正受給などについて全国健康保険協会から依頼を受けて機構が調査しているが、全国健康保険協会に立入調査権限を付与する。〕

**○船員保険事務組合報奨金事業の明確化**

〔船員保険事務組合報奨金事業について、通知ではなく少なくとも政省令に規定するとともに、「交付要綱」を整備（報奨金の計算、申請書記載のルールが不明確）し、各事務組合に周知されたい。〕

**○協会管掌健康保険の扶養認定等の不服申立の事務軽減**

〔協会管掌健康保険の被扶養者認定の不服申立について、現在は、行政不服審査法に基づき機構で対応しているが、社会保険審査官及び社会保険審査会法の対象として社会保険審査官及び社会保険審査会にて対応可能とする。〕

**○任意適用事業所の認可処分等の不服申立の事務軽減**

〔任意適用事業所の認可処分等の不服申立について、現在は、行政不服審査法に基づき機構で対応しているが、社会保険審査官及び社会保険審査会法の対象として社会保険審査官及び社会保険審査会にて対応可能とする。〕